

## 町内会の除雪支援について

南町町内会では、平成 18 年 12 月に発した「除雪支援ボランティア・マニュアル」（組長の手引き p.47）があります。

この度、年末の大雪が予想される中、標題の議案につき定期役員会（令和 2 年 12 月 26 日）で緊急に協議いたしまして、この除雪ボランティア・マニュアルの一部変更を下記の様に行いましたのでお知らせいたします。

### 変更点

#### （謝礼）

- ・除雪依頼者は、謝礼として 1 回につき 500 円を支払うことし、内 200 円は町内会が補填する事となりました。

#### （保険）

- ・除雪支援者（ボランティア）は町内会会員世帯に限り、自治会活動保険の適用を受ける事ができる。

#### （活動の主体）

- ・これらの活動主体をふれあい会としておりましたが町内会に変更します。南町町内会

**注）**この活動は、（趣旨）第 1.そして（除雪範囲）第 2.の条件のもとで行われます。

組長の手引き 47 ページは以下の URL もご参照ください。

<http://www9.plala.or.jp/arakaruto/MinamiChonaikai/JosetsukenMinami.pdf>

- ・雪下ろしなどの難しい作業は、先の市報にもあるように山形市の防災マニュアルに沿って行ってください。
- ・緊急な場合は、申請手続きは活動後でも結構です。
- ・65 歳以上、高齢者のみ世帯、障害の方等の条件下にある方々は、民生委員または山形市長寿支援課へご連絡ください。

### 南町町内会会員世帯が雪かきを会員世帯に依頼した場合

